

令和4年度会計

財務監査の結果に関する報告

組織及び運営の合理化に資するための意見

令和5年10月

島根県監査委員

監 第 67 号
令和5年10月18日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事
島根県教育委員会教育長 様
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会長

島根県監査委員 高 橋 雅 彦

島根県監査委員 田 中 明 美

島根県監査委員 山 口 和 志

島根県監査委員 三 島 明

令和4年度会計に係る財務監査の結果に関する報告等について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度会計に係る財務監査を実施したので、同条第9項に規定する財務監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する組織及び運営の合理化に資するための意見を次のとおり提出します。

については、指摘事項及び意見に基づく措置を速やかに講じ、その措置状況を令和6年7月31日までに報告してください。

目 次

財務監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査実施機関及び方法	1
3	監査実施期日	2
第2	監査の結果	3
1	監査結果	3
(1)	総括	3
(2)	指摘・指示事項	3
(3)	重点的監査事項	4
2	指摘事項	5
(1)	収入関係事務	5
(2)	支出関係事務	6
(3)	契約関係事務	8
(4)	財産関係事務	9
3	指示事項の主なもの	10
(1)	収入関係事務	10
(2)	支出関係事務	10
(3)	契約関係事務	10
(4)	財産関係事務	10

意 見

第1	本年度の意見	11
1	財務監査の結果に関する意見	11
(1)	会計事務の適正化	11
(2)	延滞金等の発生の抑止	12
(3)	補助金等事務の適正化	12
(4)	入札事務の適正化	13
2	組織及び運営の合理化に資するための意見	14
(1)	内部統制制度の実効性ある運用	14
(2)	コロナ禍での経験や工夫等を参考にした業務の執行	14
第2	昨年度の意見に対する措置状況の評価	15

参 考

令和4年度会計・財務監査実施機関及び実施期日（本庁等）	……………	16
〃	（地方機関：実地監査）	…… 17
〃	（地方機関：書面監査）	…… 18

財務監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る財務監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査を実施した。実施に当たっては、「延滞金等の状況」を重点的監査事項とした。

なお、監査対象期間は、原則として令和4年度であるが、一部の地方機関においては、監査を令和4年度下半期に行う関係上、令和3年度下半期から令和4年度上半期を対象とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関224機関について監査を実施した。

本庁等は、対象機関86機関のうち、47機関について実地監査^{※1}を、39機関については書面監査^{※2}を行った。

また、地方機関は、対象機関138機関のうち、60機関について実地監査を、78機関については書面監査を行った。

(単位：機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本 庁 等	86	86	47	39
地方機関	138	138	60	78
計	224	224	107	117

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本 庁 等 令和5年6月19日から8月30日まで (P.16のとおり)

地方機関 令和4年12月22日から令和5年8月1日まで (P.17、P.18の
とおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、監査した限り、重要な点において、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項及び重点的監査事項に係る結果については次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項^{※3}は、収入に関するものが8件、支出に関するものが8件、契約に関するものが5件、財産に関するものが1件であった。

指示事項^{※4}は、収入、支出、契約及び財産に関するものが計127件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	0	8	8	5	0	1	22	14
指示事項	0	35	39	18	0	35	127	99
合 計	0	43	47	23	0	36	149	113

※3 指摘事項

財務監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関として意思決定をしていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

※4 指示事項

指摘事項に該当しないもので、公表しないが、該当機関に対して文書によって指示し、是正又は改善等を求めることが適当なもの

(3) 重点的監査事項

今回の財務監査においては、「延滞金等の状況」とした。

延滞金等が発生した事案については、財務監査においては、「県に損害を与えたもの」として、指摘事項としてきているところである。

延滞金等が実際に発生した事案について調査を行った結果、下記の事案が見受けられた。

1	収入事務手続きにおける算定誤りにより、還付加算金が発生	1件
2	支払遅延により、遅延利息が発生	1件
3	支払額の対象期間を誤り、遅延損害金が発生	1件
4	支払手続きの誤りにより、延滞税及び不納付加算税が発生	1件
5	引き去る対象の判断誤りにより、遅延損害金が発生	1件
6	補助金返還該当の判断誤りにより、還付加算金が発生	1件
7	財産事務手続きにおける算定誤りにより、還付加算金が発生	1件
8	収入の徴収誤りにかかる返還遅延により、還付加算金が発生	1件

なお、この結果に対する意見は後述のとおりである。

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 収入の調定事務が適当でないもの

隠岐空港ターミナルビル施設負担金額の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い、還付加算金が発生していた。

返還額	109,693 円
還付加算金	2,086 円

(隠岐支庁県土整備局)

② 出納機関等の収納の処理が適当でないもの

ア 領収証書について、本書と控の双方を破棄しているものがあつた。

(中山間地域研究センター)

イ 鋼廃材の売り払い収入を現金で受領した際の領収証書を発行していなかつた。

(西部高等技術校)

ウ 証明書の交付にかかる書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を廃棄しているものがあつた。

(三刀屋高等学校)

(矢上高等学校)

③ 収入伺がないもの

ア 竹島関係資料代金のうち、現金の受領後に金融機関に払い込みをするものについて、作成しなければならない収入伺を作成していなかつた。

(総務部総務課)

イ 臨床実習にかかる施術料金について、現金の受領後に金融機関に払い込む際に作成しなければならない収入伺を作成していなかつた。

(盲学校)

④ 収入の徴収誤りにかかる返還事務が遅延していたもの

教職員住宅入居者負担金の徴収額を誤り、その返還事務が遅延したことにより、還付加算金が発生していた。

徴収誤りが判明した後、令和4年度を含む3年以上の期間において返還事務を行っていなかつた。

徴収を誤った期間	平成21年度～令和元年度
返還額	255,920 円
還付加算金	108,316 円

(福利課)

(2) 支出関係事務

① 支出の手続きが遅延し、延滞金等が発生したもの

ア 令和3年度医学管理業務及び健康管理業務にかかる委託料の支払遅延があり、遅延利息が発生していた。

委託料の額	3,770,800 円
遅延利息	42,300 円

(感染症対策室)

イ 島根県職員の職務発明等に関する規程に基づく特許権の実施補償金について、算定誤りにより遅延損害金が発生していた。

算定を誤った期間	令和2年及び令和3年
遅延損害金	2,150 円

(農業経営課)

ウ 給与所得分に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、支払手続きの誤りにより法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。

対象元金	159,599 円
延滞税	1,000 円
不納付加算税	7,500 円

(東部高等技術校)

② 住民税の引き去りを誤っていたもの

平成29年度及び平成30年度において、国際交流員の住民税を誤って引き去りをしていたため、返還に伴い遅延損害金が発生していた。

誤って徴収した額	350,000 円
遅延損害金	81,490 円

(文化国際課)

③支出負担行為の手続きが適当でないもの

ア 令和3年度に契約した災害復旧工事について、契約を締結した年度に支出負担行為を行って翌年度に繰り越す処理を行う必要があったが、これらの手続きを行っていないものがあった。

(文化財課)

イ 令和3年度に契約した災害協定に基づく調査業務について、契約を締結した年度に支出負担行為を行って翌年度に繰り越す処理を行う必要があったが、これらの手続きを行っていないものがあった。

(県央県土整備事務所)

④支出額を誤っていたもの

被爆者健康手帳所持者の介護保険サービス利用に係る公費負担額のうち償還払分について、実施要綱に記載されている確認作業が担当課及び保健所の双方でされていなかったことにより、過大に支払っていたものがあった。

過大に支払った期間	平成29年度～令和4年度
誤支給額	2,381,995円

(健康推進課)

⑤補助金事務に誤りがあったもの

訪問診療等設備整備事業費補助金の一部を、誤って事業者から返納させたため、返還に伴い還付加算金が発生していた。

補助金返還額	454,500円
還付加算金	2,800円

(医療政策課)

(3) 契約関係事務

①入札手続きが適当でないもの

ア 業務委託の入札において、入札金額の算定に関する質問に対して誤った回答を行ったため、一旦締結した契約を解除し、賠償金が発生していたものがあった。

賠償金 20,000 円

(都市計画課)

イ 業務委託の入札において、入札金額の算定に関する質問に対して複数の解釈ができる回答を行ったため、一旦締結した契約を解除し、賠償金が発生しているものがあった。

賠償金 20,000 円

(雲南県土整備事務所)

②契約書（請書）による契約の締結をしていなかったもの

ア トレッキングポールの購入契約（契約金額 504,680 円）について、作成しなければならない契約書が作成されていなかった。

(こころの医療センター)

イ 事務机等の購入契約（契約金額 412,137 円）について、徴さなければならない請書を徴していなかった。

(益田保健所)

③事業実施主体である協議会に県が誤った指導を行い、損害賠償を行ったもの

しまね田舎ツーリズムの実施に当たり、県が当該団体に誤った指導を行い、事業実践者に無効な保険に加入させたため、保険料相当額を賠償金として支払っていた。

賠償金 85,000 円

(しまね暮らし推進課)

(4) 財産関係事務

①海岸占用料について、占用面積の算定等を誤っていたため、返還に伴い還付加算金が発生していたものがあった。

算定を誤っていた期間	平成 25 年度～令和 3 年度
過徴収額	27,679 円
還付加算金	3,877 円

(浜田県土整備事務所)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

①使用料等の収入について、収入調定の時期が1か月以上遅延したものや、督促状を発布していないものがあった。

(2) 支出関係事務

①契約や交付決定等の事実が発生したときは、速やかに支出負担行為書を起票し出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3か月以上遅延したものがあった。

(3) 契約関係事務

①契約書に収入印紙の貼付をしていないものなど、契約手続きが適当でないものがあった。

(4) 財産関係事務

①財産関係

公有財産台帳の異動報告がされていないなど、財産関係事務の手続きが適当でないものがあった。

②物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿の未出力や、廃棄等の記載漏れなど、記帳内容が適当でないものがあった。

意見

第1 本年度の意見

1 財務監査の結果に関する意見

(1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局）

今回の監査において指摘、指示事項とした事項は、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を起票する時期の遅延、契約書作成における不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。

かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組を一層進める必要があることを示している。

については、各執行機関においては、令和2年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。

また、助成金の交付に当たり必要な確認作業が担当課と地方機関の双方でされていなかったため、相当年数にわたり、過大な支払いを行っていた事案があった。

このような事態を避けるためにも、「実施要領等に不備はないか」、「算定対象の数値や期間に誤りはないか」、「規定されている確認作業に漏れはないか」、「チェック体制に不備はないか」という視点で、従来の事務手続きを点検するなどの対応を行われたい。

また、各部局や所属にあっては研修等を通じた適切な指導を行うとともに、出納局にあっては研修への講師派遣に協力するなど、会計事務の適正化に実効性のある取組を行われたい。

(2) 延滞金等の発生の抑止（各執行機関）

今回、平成 22 年度会計の定期監査以来、延滞金等の状況について、その経緯や原因を含めて、重点的に監査を実施した。

実際に延滞金等が発生していた事案は、支払時期の遅延や支払手続きの誤りに起因するものだけでなく、算定対象の数値や期間等の誤りに起因するもの、補助金返還該当の判断誤りに起因するもの、引き去り該当の判断誤りに起因するものも多数見受けられた。

また、延滞金等の発生には至っていないものの、支払時期や金額等によっては、延滞金等が発生する可能性がある事案も相当数見受けられた。

については、各執行機関にあつては、会計事務全般においてミス防止の意識をもって業務にあたり、延滞金等の発生の抑止に取り組まれない。

(3) 補助金等事務の適正化（各執行機関）

県からの補助金で取得した財産の転用に当たり、補助金返還事由に該当すると判断し返納させたが、後日その判断が誤っていたことがわかり、還付加算金を付して事業者へ返還していた事案があった。

補助金等については、補助金等適正化法、島根県補助金等交付規則、各執行機関が定めた補助金等の交付要綱や実施要項等により、適正に交付され、補助目的に沿った使途に用いられなければならないことは言うまでもない。

その一方で、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産は、事業者にとっては、事業遂行のために不可欠なものであり、補助金返還に当たっての審査・決定は慎重を期す必要がある。

補助金等にかかる財産処分の手続き事案が発生した際には、特に留意して対応されたい。

補助金等事務は多くの執行機関に関わる事務であり、各執行機関におかれては適正な実施に改めて留意されたい。

(4) 入札事務の適正化（各執行機関）

入札手続きにおいて、事業者から受けた質問に対する回答が適切ではなく、結果的に契約を解除し、賠償金を支出した事案が2件発生していた。

令和4年9月に1件目の事案が発生した際、発生した部局においては、部局内の全執行機関に対して注意喚起が行われたが、同じ部局において令和5年3月に2件目の事案が発生していた。

入札事務は多くの執行機関に関わる事務であり、各執行機関におかれては適正な実施に改めて留意されたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 内部統制制度の実効性ある運用（各執行機関、人事課）

令和2年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会、警察本部、各委員会において内部統制制度の運用が始まった。

運用開始3年目となり、多くの所属では内部統制リスク評価シートを活用したチェックなどを行い、リスク防止を図っている。

若い職員が相対的に増加するなか、経験の浅い職員への指導のためには、リスク評価シートの活用は有効である。

全庁共通の項目に留意するだけでなく、各所属で発生する（可能性のある）リスクを自ら認識し、独自のリスク項目や留意事項などをリスク評価シートに随時追記してチェックを行い、財務事務のミス防止に取り組まれない。

人事課にあっては、各種研修の機会を活用して内部統制制度の本質や狙いを伝えるとともに、定期的な自己点検調査等の際にリスク評価シートへの追記と活用によるリスク防止の強化を訴え、各所属で内発的な活動が促進されるよう取り組まれない。

(2) コロナ禍での経験や工夫等を参考にした業務の執行（各執行機関）

コロナ禍は、県の業務に大きな制約を及ぼした一方で、新たな行動様式に伴い、テレワーク、非対面型の会議、建設工事等におけるオンラインによる現場監督・検査など、業務方法の変化や多様化の進展をもたらした面もある。

このような経験や工夫等を参考にして、対面型と非対面型を使い分けた会議等の開催、適切なアウトソーシングによる業務の効率化や削減、ICT・AI・RPAの活用による業務の効率化や最適化など、柔軟な発想による創意工夫で業務の効率的な執行に取り組まれない。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 財務監査の結果に関する意見
 - (1) 会計事務の適正化
 - (2) 物品管理の適正化

- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
 - (1) 内部統制制度の運用
 - (2) 個人情報管理の徹底
 - (3) コロナ禍における事業の執行

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。**
 - 2 (3) コロナ禍における事業の執行

- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。**
 - 1 (1) 会計事務の適正化
 - 1 (2) 物品管理の適正化
 - 2 (1) 内部統制制度の運用
 - 2 (2) 個人情報管理の徹底

- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。**

該当なし

令和4年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	令和5年8月18日
	女性活躍推進課	令和5年7月13日
	秘書課	令和5年7月13日
	広聴広報課	令和5年7月26日
	統計調査課	令和5年7月26日
総務部	総務部総務課	令和5年8月23日
	人事課	令和5年7月27日
	財政課	令和5年7月24日
	税務課	令和5年7月26日
	管財課	令和5年8月10日
	営繕課	令和5年7月24日
	情報システム推進課	令和5年7月24日
	総務事務センター	令和5年7月24日
防災部	消防総務課	令和5年8月18日
	防災危機管理課	令和5年8月18日
	原子力安全対策課	令和5年8月4日
地域振興部	地域政策課	令和5年8月18日
	しまね暮らし推進課	令和5年7月26日
	中山間地域・離島振興課	令和5年7月26日
	市町村課	令和5年8月3日
	交通対策課	令和5年7月27日
	環境生活部	環境生活総務課
	人権同和対策課	令和5年7月24日
	文化国際課	令和5年8月1日
	スポーツ振興課	令和5年7月27日
	自然環境課	令和5年7月26日
	環境政策課	令和5年7月27日
	廃棄物対策課	令和5年7月24日
健康福祉部	健康福祉総務課	令和5年8月23日
	地域福祉課	令和5年8月18日
	医療政策課	令和5年8月9日
	健康推進課	令和5年7月27日
	高齢者福祉課	令和5年8月18日
	青少年家庭課	令和5年8月10日
	子ども・子育て支援課	令和5年8月10日
	障がい福祉課	令和5年7月27日
	薬事衛生課	令和5年7月27日
	感染症対策室	令和5年8月18日
農林水産部	農林水産総務課	令和5年8月23日
	農業経営課	令和5年8月1日
	産地支援課	令和5年8月1日
	農畜産課	令和5年7月28日
	農村整備課	令和5年7月27日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
農林水産部	農地整備課	令和5年7月28日
	林業課	令和5年7月28日
	森林整備課	令和5年7月28日
	水産課	令和5年7月27日
	沿岸漁業振興課	令和5年7月27日
商工労働部	商工政策課	令和5年8月18日
	観光振興課	令和5年8月9日
	しまねブランド推進課	令和5年8月4日
	産業振興課	令和5年7月26日
	企業立地課	令和5年7月27日
	中小企業課	令和5年8月4日
	雇用政策課	令和5年7月27日
	土木部	土木総務課
	技術管理課	令和5年7月4日
	用地対策課	令和5年6月19日
	道路維持課	令和5年6月30日
	道路建設課	令和5年6月30日
	高速道路推進課	令和5年6月30日
	河川課	令和5年7月3日
	斐伊川神戸川対策課	令和5年7月4日
	港湾空港課	令和5年7月10日
	砂防課	令和5年6月29日
	都市計画課	令和5年7月21日
	下水道推進課	令和5年7月6日
	建築住宅課	令和5年7月19日
	出納局	令和5年8月9日
	企業局	令和5年7月6日
	病院局	令和5年7月5日
	議事事務局	令和5年8月9日
教育委員会	教育庁総務課	令和5年8月23日
	教育施設課	令和5年7月19日
	学校企画課	令和5年7月27日
	教育指導課	令和5年7月27日
	特別支援教育課	令和5年7月24日
	保健体育課	令和5年8月1日
	社会教育課	令和5年8月1日
	人権同和教育課	令和5年7月28日
	文化財課	令和5年7月28日
	福利課	令和5年8月30日
公安委員会	警察本部	令和5年8月10日
	人事委員会事務局	令和5年8月10日
	監査委員事務局	令和5年8月23日
	労働委員会事務局	令和5年8月4日

計	86 機関
---	-------

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

令和4年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部	隠岐支庁県民局	令和5年6月5日
	隠岐支庁隠岐保健所	令和5年6月5日
	隠岐支庁農林水産局	令和5年7月31日
	隠岐支庁県土整備局	令和5年7月31日
	東部県民センター	令和5年7月11日
	西部県民センター	令和5年6月21日
	東京事務所	令和5年7月14日
	自治研修所	令和5年1月17日
防災部	消防学校	令和5年2月2日
地域振興部	中山間地域研究センター	令和5年1月19日
環境生活部	芸術文化センター	令和5年1月16日
健康福祉部	雲南保健所	令和5年1月23日
	益田保健所	令和5年1月30日
	保健環境科学研究所	令和5年2月1日
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	令和5年2月2日
	出雲児童相談所	令和5年1月31日
	益田児童相談所	令和5年1月16日
	わかたけ学園	令和5年2月6日
	女性相談センター	令和5年1月17日
農林水産部	東部農林水産振興センター	令和5年7月12日
	東部農林水産振興センター松江家畜衛生部	令和5年7月12日
	東部農林水産振興センター出雲事務所	令和5年7月12日
	西部農林水産振興センター	令和5年6月21日
	畜産技術センター	令和5年1月27日
商工労働部	大阪事務所	令和5年7月14日
	広島事務所	令和5年6月9日
	産業技術センター	令和5年2月1日
	西部高等技術校	令和5年1月16日
土木部	松江県土整備事務所	令和5年7月11日
	雲南県土整備事務所	令和5年6月7日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
土木部	出雲県土整備事務所	令和5年7月10日
	県央県土整備事務所	令和5年7月13日
	浜田県土整備事務所	令和5年6月21日
	益田県土整備事務所	令和5年7月20日
	出雲空港管理事務所	令和5年2月6日
	宍道湖流域下水道事務所	令和5年7月6日
	浜田港湾振興センター	令和5年6月21日
	企業局	企業局東部事務所
	企業局西部事務所	令和5年7月6日
病院局	中央病院	令和5年7月5日
	こころの医療センター	令和5年7月5日
教育委員会	出雲教育事務所	令和5年1月31日
	益田教育事務所	令和5年1月30日
	図書館	令和5年1月17日
	少年自然の家	令和5年2月2日
	古代出雲歴史博物館	令和5年1月31日
	松江工業高等学校	令和5年2月2日
	松江農林高等学校	令和5年2月2日
	大東高等学校	令和5年1月23日
	平田高等学校	令和5年2月6日
	出雲農林高等学校	令和5年1月27日
	矢上高等学校	令和5年1月11日
	浜田ろう学校	令和5年2月7日
	松江養護学校	令和5年1月17日
	石見養護学校	令和5年1月11日
	浜田養護学校	令和5年2月7日
松江清心養護学校	令和5年2月1日	
公安委員会	出雲警察署	令和5年1月27日
	浜田警察署	令和5年2月7日
	益田警察署	令和5年1月30日

計	60 機関
---	-------

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模により、1～3年に1回の間隔で実施

令和4年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関
総務部	東部県民センター雲南事務所
	東部県民センター出雲事務所
	西部県民センター県央事務所
	西部県民センター益田事務所
	公文書センター
環境生活部	美術館
健康福祉部	出雲保健所
	県央保健所
	浜田保健所
	中央児童相談所
	浜田児童相談所
	心と体の相談センター
	食肉衛生検査所
農林水産部	東部農林水産振興センター 出雲家畜衛生部
	東部農林水産振興センター 雲南事務所
	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部
	西部農林水産振興センター 益田家畜衛生部
	西部農林水産振興センター 益田事務所
	西部農林水産振興センター 益田事務所
	農業技術センター
	農林大学校
	水産技術センター
	商工労働部
土木部	浜田河川総合開発事務所
教育委員会	松江教育事務所
	浜田教育事務所
	隠岐教育事務所
	島根県教育センター
	浜田教育センター
	東部社会教育研修センター
	西部社会教育研修センター
	青少年の家
	埋蔵文化財調査センター
	安来高等学校
	情報科学高等学校
	松江北高等学校
	松江南高等学校
	松江東高等学校
松江商業高等学校	

部 局	監査実施機関
教育委員会	宍道高等学校
	横田高等学校
	三刀屋高等学校
	飯南高等学校
	出雲高等学校
	出雲工業高等学校
	出雲商業高等学校
	大社高等学校
	大田高等学校
	邇摩高等学校
	島根中央高等学校
	江津高等学校
	江津工業高等学校
	浜田高等学校
	浜田商業高等学校
	浜田水産高等学校
	益田高等学校
	益田翔陽高等学校
	吉賀高等学校
	津和野高等学校
	隠岐高等学校
	隠岐島前高等学校
	隠岐水産高等学校
盲学校	
松江ろう学校	
出雲養護学校	
益田養護学校	
隠岐養護学校	
江津清和養護学校	
松江緑が丘養護学校	
公安委員会	松江警察署
	安来警察署
	雲南警察署
	大田警察署
	川本警察署
	江津警察署
	津和野警察署
	隠岐の島警察署
	浦郷警察署

計

78機関

監査実施期日 令和4年12月22日～令和5年8月1日

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

令和4年度会計
財務監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和5年10月
島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町8番地 県庁南庁舎

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5442

FAX(0852)22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp